


都原宿舎 1・2号棟量水器等更新

件名	都原宿舎 1・2号棟量水器等更新					図面No.	1/8
図名	表紙					縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	厚生班長	給排水係長	施設管理主任	管財係	設計者
							
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊						令和4年9月6日	

仕 様 書

- 1 工事件名 都原宿舎1・2号棟量水器等更新
2 工事場所 宮崎県都城市都原町7426番地 陸上自衛隊 都原宿舎1・2号棟
3 工事概要

- (1) 量水器(リモート式)取替・・・・・・・・・・60個
(2) 量水器(直読式)取替・・・・・・・・・・5個
(3) 集中検針盤取替・・・・・・・・・・2面
(4) 玉形弁取替・・・・・・・・・・65個
(5) 試運転調整・・・・・・・・・・一式
(6) 官庁申請・・・・・・・・・・一式

4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、次の国土交通省大臣官房官庁営繕部制定標準仕様書による。
・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)平成31年版
・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編・機械設備工事編)平成31年版
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取合い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
- (7) 本件の工事写真は、施工前、施工中、施工後、主要な施工段階ごと、隠蔽箇所、完成検査状況、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工事完了後確実に破棄するものとする。
- (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 本件に使用する材料はすべて新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (10) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊都城訓練場(宮崎県都城市都原町7488)に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物は、請負者の責任において適切に処分し、産業廃棄物管理票(A・E票)の写しを監督官に提出するものとする。
- (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている寸法等は近似値であるため、施工に先立ち原寸を確認するものとする。
- (13) 請負者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (14) 請負者は各戸の工事日時、断水時間等を監督官と調整の上、当該宿舎の入居者向けに案内(お知らせ)を配布するものとする。
- (16) 本件に使用する量水器及び集中検針盤は、次の特記事項で示す同等品以上のもの(他社の製品を含む。)を使用するものとし、同等品を使用する場合は、開札日前までに分任契約担当官へ「同等品判定依頼書(カタログ、承認図及び性能比較表を添付)」を提出し、分任契約担当官より「同等品判定結果通知書」を受領するものとする。

5 特記事項

- (1) 本件で使用する量水器及び集中検針盤の仕様は次の同等品以上のもの(他社の製品を含む。)とし、端末伝送器、端子ボックスの取り替え、伝送線の張り替え及び給水管の盛り替え等が必要な場合は、請負者の負担において施工するものとする。

ア リモート式量水器

- (7) 製造所：愛知時計電機(株) 型式：ESDS20-S
(4) 製造所：アズビル金門(株) 型式：EKDA20

イ 直読式量水器

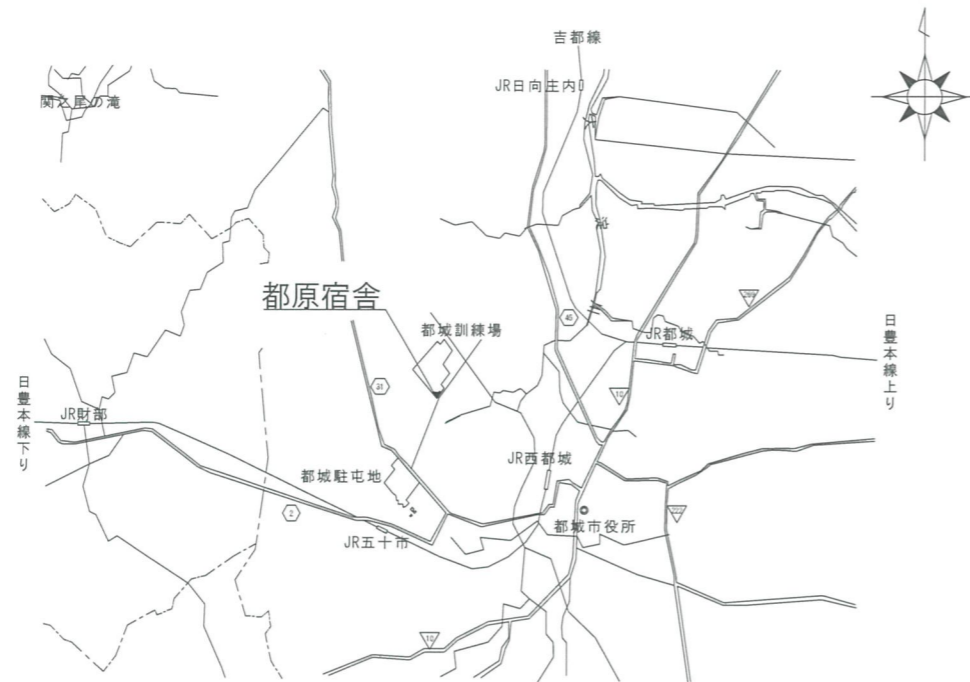
- (7) 製造所：愛知時計電機(株) 型式：SD20S
(4) 製造所：アズビル金門(株) 型式：NKDA20

ウ 集中検針盤

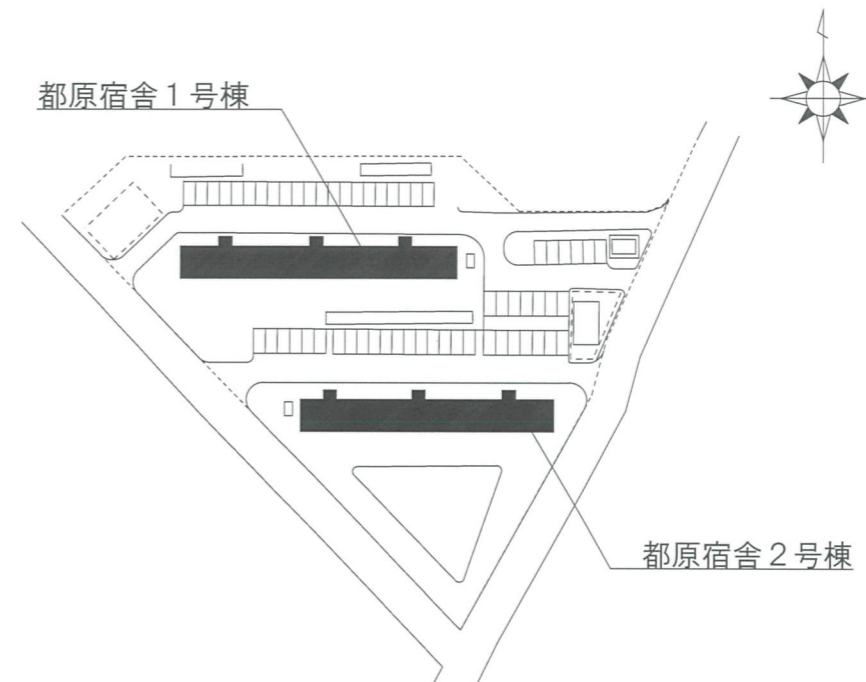
- (7) 製造所：愛知時計電機(株) 型式：PR9A-2-1
(4) 製造所：アズビル金門(株) 型式：KILVIS-HA-OF11XXPX00

- (2) 本件で使用する量水器は、令和4年11月に校正試験を実施したものを使用するものとし、工事完了後、校正証明書各1部を監督官へ提出するものとする。
- (3) 本件は都城市指定給水工事が施工するものとし、必要な手続きはすべて請負者側の負担において実施するものとする。
- (4) 本件の実施時期は、令和4年11月7日(月)～25日(金)までの間とし、細部実施日時は監督官と調整の上、決定するものとする。

件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	2/8
図名	仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	

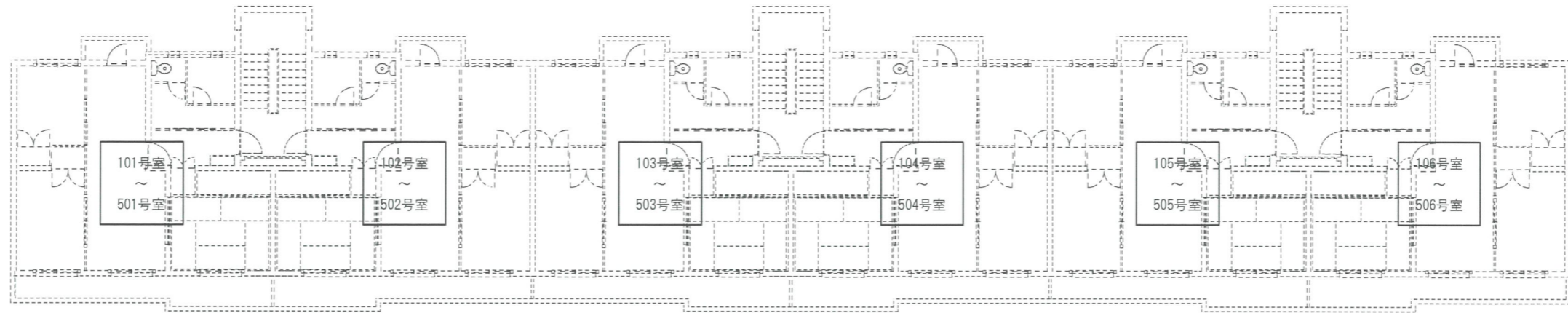
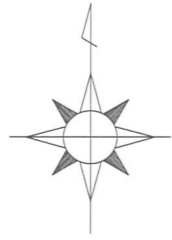


案内図



配置図

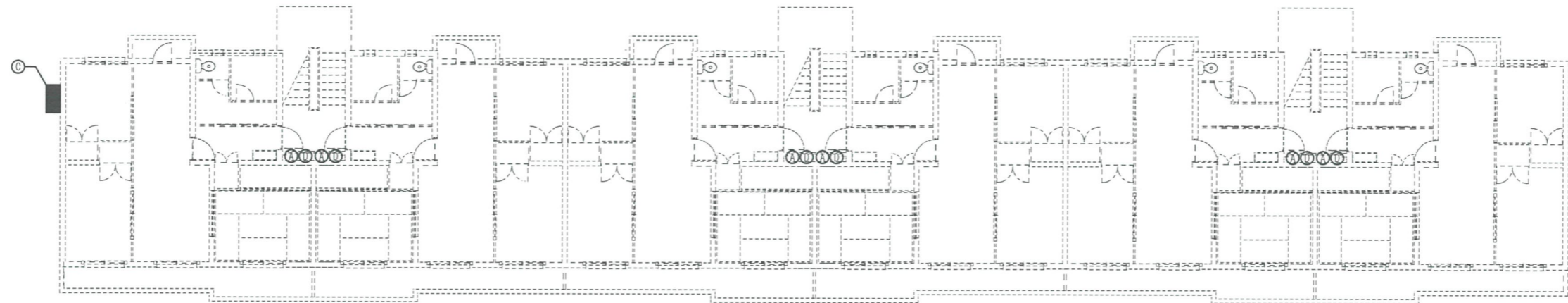
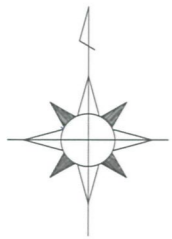
件名	都原宿舎 1・2号棟量水器等更新	図面No.	3/8
図名	案内図・配置図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月 6日	



1号棟基準階平面図

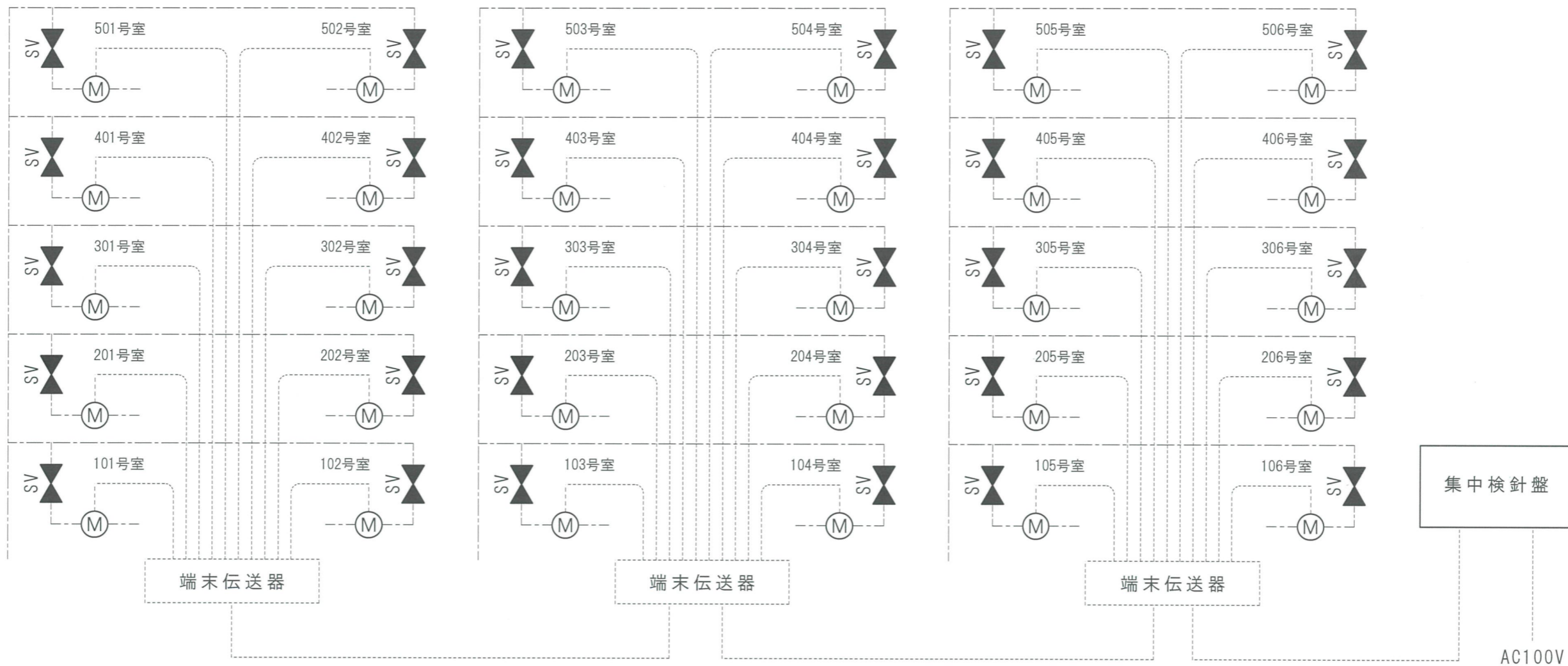
【凡例】

記号	名称・規格	径	摘要
Ⓐ	片付式量水器	20A	撤去新設
Ⓒ	集中検針盤		撤去新設
Ⓓ	玉形弁(青銅/10K)	20A	撤去新設



1号棟1階平面図

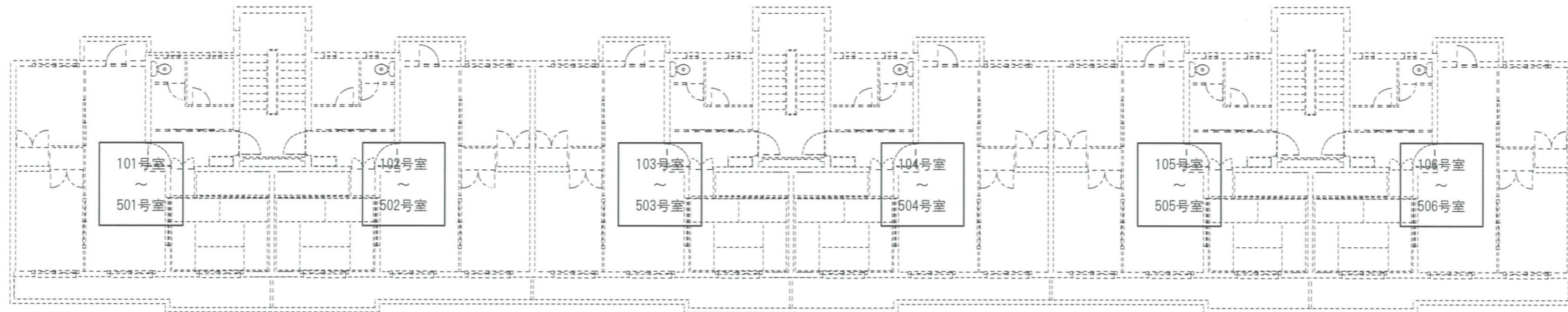
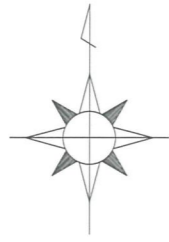
件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	4/8
図名	1号棟基準階平面図・1階平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	



【凡例】

記号	名称・規格	径	摘要
Ⓜ	リモート式量水器	20A	撤去新設
集中検針盤			撤去新設
SV	玉形弁(青銅/10K)	20A	撤去新設

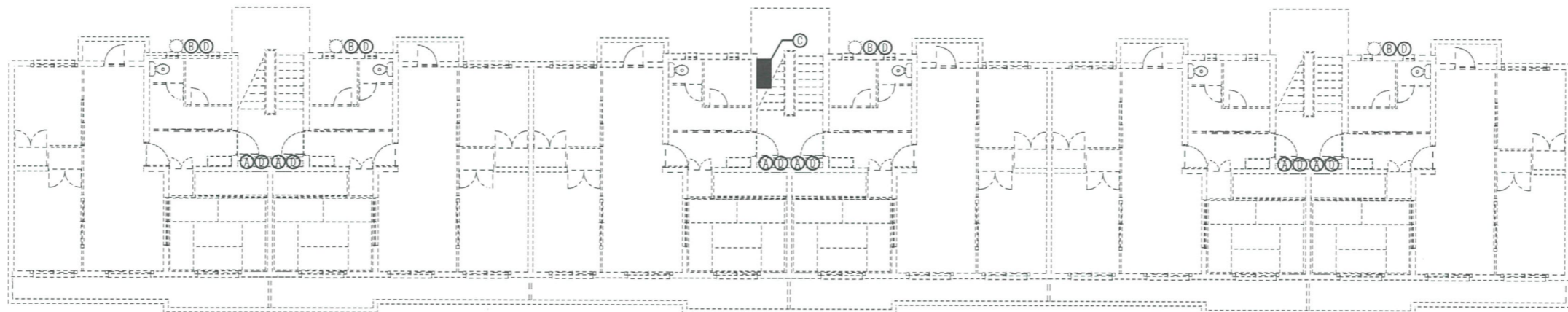
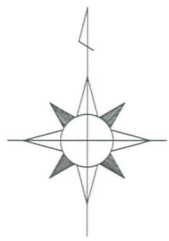
件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	5/8
図名	1号棟給水管・伝送線系統図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	



2号棟基準階平面図

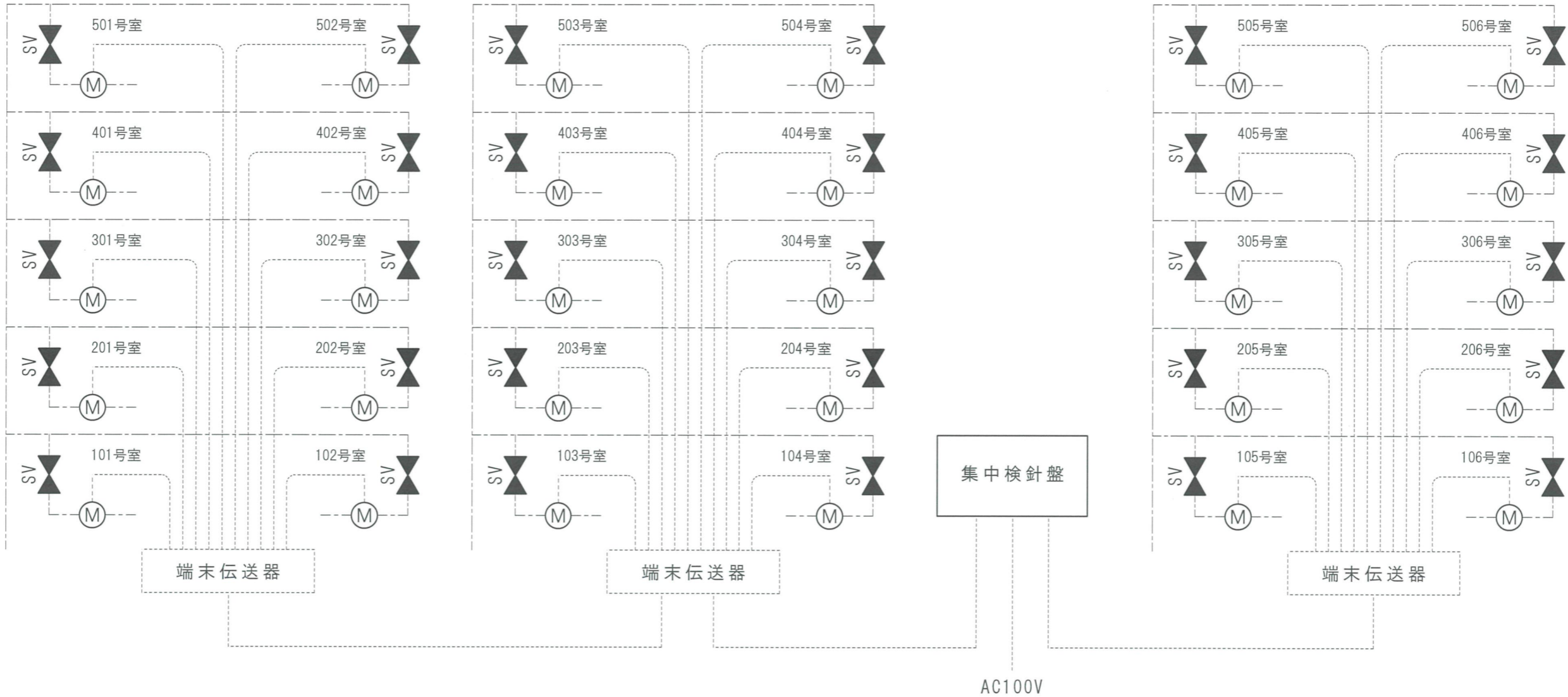
【凡例】

記号	名称・規格	径	摘要
Ⓐ	1/4吋式量水器	20A	撤去新設
Ⓑ	直接式量水器	20A	撤去新設
Ⓒ	集中検針盤		撤去新設
Ⓓ	玉形弁(青銅/10K)	20A	撤去新設



2号棟1階平面図

件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	6/8
図名	2号棟基準階平面図・1階平面図	縮尺	1/200
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	



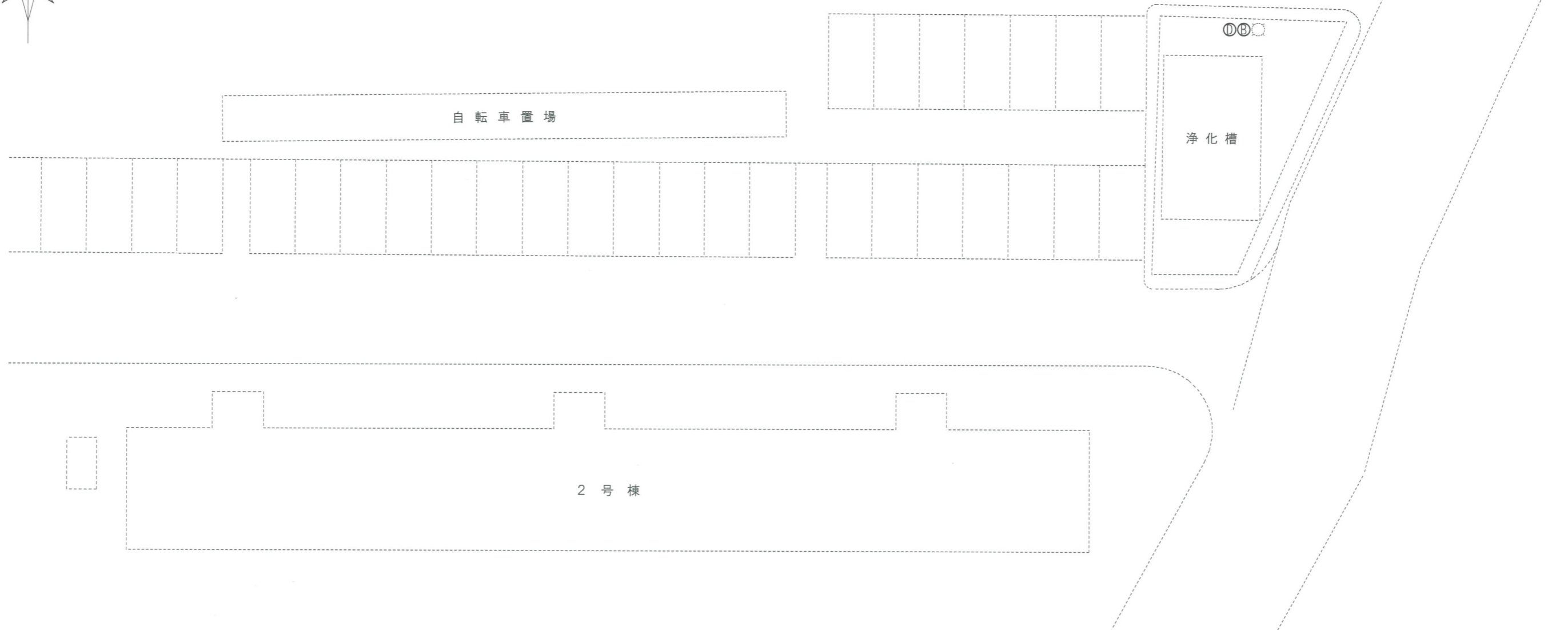
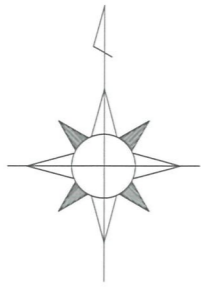
【凡例】

記号	名称・規格	径	摘要
(M)	引上式量水器	20A	撤去新設
集中検針盤	集中検針盤		撤去新設
玉形弁	玉形弁(青銅/10K)	20A	撤去新設

件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	7/8
図名	2号棟給水管・伝送線系統図	縮尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	

【凡例】

記号	名称・規格	径	摘要
㊦	直読式量水器	20A	撤去新設
㊩	玉形弁(青銅/10K)	20A	撤去新設



件名	都原宿舎1・2号棟量水器等更新	図面No.	8/8
図名	2号棟浄化槽廻り平面図	縮尺	1/250
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和4年9月6日	